

部落解放・人権研究所とは・・・

「一般社団法人 部落解放・人権研究所」は、部落差別をはじめ一切の差別撤廃をめざした部落解放運動の中で生まれた政策研究機関です。国内外の差別や人権問題の解決に役立つ調査研究事業、人権人材育成事業、人権教育啓発事業、情報発信事業等に取り組んでいます。

入会案内

部落解放・人権研究所は、研究活動に賛同し、参加して下さる会員（個人会員）を募集しています。会員（個人会員）には「A会員」、「B会員」、「学生会員」があります。

「A 会員」 年会費 10,000円
特典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊
『研究所通信』4回

「B 会員」 年会費 7,000円
特典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊
『研究所通信』4回

「学生会員」 年会費 3,500円
特典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊
『研究所通信』4回

また、研究活動を支えて下さる賛助会員も募集しています。

「賛助会員」 年会費 50,000円
特典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊
『研究所通信』、『全国のあいつく差別事件』他



研究所通信 406号 2017年1月1日（奇数月1日発行）

発行所（一社）部落解放・人権研究所

編集発行人 奥田 均

〒552-0001 大阪市港区区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL（総務部）06-6581-8530

（調査・研究部）06-6581-8572

（啓発企画部）06-6581-8576

FAX 06-6581-8540

URL <http://blhri.org>

定価 100円（送料込：会員は会費に含む）

振替口座 大阪 00910-7-96112



研究所は今年も事務所がお隣の府人権協会さんとあてものブースを出店。子ども達に大人気！



地元野菜や油カスの販売や焼きシイタケ、うどんなどのお店も。おいしかった！と好評でした

AIAI フェスタ開催（2016.11.3）

研究所が入居しているHRCビルの諸団体や解放同盟各支部などがビル周辺の住民の方と交流するAIAIフェスタが青空のもと開催されました。



ステージには沢良宜支部のおやじバンドやシャンプーハット、タージンさんも登場

もくじ

理事からのメッセージ / 奥田均理事	2	第37回人権・同和問題企業啓発講座 第2部を開催	9
2017年度大型集会スケジュール	3	第29回人権啓発東京講座を終えて	10
部落解放・人権政策確立要求第2次中央集会	4	第42回西日本夏期講座開催要綱	11
松本治一郎さんを偲ぶ	5	集会ふれあい記 第4回奈良編	12
各研究会実施の調査紹介	6	世界人権宣言68周年記念集会開催	13
MFMS10周年記念イベント参加報告	7	リレーエッセイ	14
生活困窮者自立支援大会参加報告	8	参加者募集・その他お知らせ	15

理事からのメッセージ

2017年の年頭にあたって

代表理事 奥田均



新年あけましておめでとうございます

旧年中は、部落解放・人権研究所の諸活動に絶大なるご支援、ご協力を賜りましたことを役員・職員一同、心よりお礼申し上げます。

右傾化をひた走る安倍長期政権は昨年11月に、南スーダンへ派遣するPKO部隊に「駆けつけ警護」の任務を命じ、海外での武力行使を容認しました。解釈改憲のもとで成立させた「安保関連法」の稼働開始です。「異常気象」がもはや異常ではなくなりつつあるように、「反動化進む国内情勢」とのフレーズが常套句となる厳しい状況が進行しています。

こうした中で、4月に障害者差別解消法が施行され、5月にはヘイトスピーチ解消法が成立（6月施行）、そして秋の臨時国会において部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）が成立しました。被差別当事者の団結と立ち上がり、幅広い国民・市民との連帯、国際人権運動の無視し得ない影響力などによる歴史的成果です。右傾化・反動化の暴走に「反差別人権」が一矢報いた年でもありました。

部落差別解消法は、「部落差別の存在」をはじめ法律によって認知したものです。2002年の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置法（地対財特法）」失効後、部落差別の現実に対する無視や軽視、認識不足が広がってきました。しかしこの法によって部落差別の存在認知は社会的合意となり、立場や見解の相違の問題ではなくなりました。

同法はまた「部落差別のない社会を実現することを目的とする」と記し、部落問題の解決をはじめ法によって打ち出しました。1969年に制定された同和対策事業特別措置法の目的は、「住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与する」ことでした。地対財特法に至っては、「当該事業に係る経費に対する助成その他国の財政上の特別措置について定める」ことが法の目的であったのです。今回の法によってついに「あれこれの事業ではなく、差別からの解放」が明記されました。

部落差別解消法はそのために、「部落差別の解消に関する施策の実施」と「部落差別を解消するため必要な教育及び啓発を行う」ことを国及び地方公共団体に求めています。「一般施策の活用」という方針が部落の実態を顧みないことになってしまっていたり、人権教

育の広がりや部落問題学習を軽んじる傾向が指摘される今日、地対財特法失効後の取り組みの総括と今後の方針が問われます。

部落差別解消法はさらに、相談活動を充実し、部落差別の実態についての調査を行うこととしています。こうした取り組みの結果は、部落差別解消のための施策展開や教育・啓発活動の糧となるに違いありません。

同時に「発展とは矛盾の発展である」と言われるとおり、相談活動や実態調査の実施は、いわゆる「理念法」と呼ばれる同法の目的を達成するには「理念法」だけには留まっておれない状況づくりの「仕掛け」となりうるものです。これらにより、差別禁止法や人権侵害救済法の制定がやはりどうしても必要であるという立法事実が公に形成しはじめることが期待されます。

法律には偉大な啓発効果があります。障害者差別解消法やヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法を周知するという事は、こうした法律を制定しなければならない差別の現実への共通認識を作り、差別解消にむけて取り組むとの社会的規範を共有することです。

かつて地対財特法の失効は、それが単なる国と地方公共団体の財政負担に関する取り決め過ぎない法であったにもかかわらず、「部落差別はもうなくなった」「取り組まなくてもよい」という信じがたい消極的姿勢を一部自治体に生じさせました。今回は全く逆に、障害者差別、外国人差別、部落差別の解消の取り組みを強化しようという法律です。これらの法がよりその効果を発揮するためにも、まずは法律制定の事実とその内容を、国及び地方公共団体のすべての職員、教育関係者、議会関係者、各種団体、メディア、市民などに広くきめ細かく周知徹底することが大切です。

部落解放・人権研究所は、調査・研究・啓発の諸活動を通してその一翼を担いたいと思います。引き続き厳しい1年であることを覚悟しながら、皆さんと共にがんばります。本年もよろしくお願ひ致します。

◆ 2017年度大型集会スケジュール

第42回部落解放・人権西日本夏期講座 2017年6月22～23日(木-金)
会場:宮崎県宮崎市

第48回部落解放・人権夏期講座 2017年8月23～25日(水-金) 会場:和歌山県高野町

第38回人権・同和問題企業啓発講座 日程調整中 会場:大阪市内

第32回人権啓発研究集会 2018年1月11～12日(木-金) 会場:兵庫県神戸市

部落解放・人権政策確立要求第2次中央集会開催



部落解放・人権政策確立要求第2次中央集会在10月27日東京の星陵会館で開催されました。全国各地から600名程の参加があり、「部落差別解消法案」の制定に向けて要請行動を行いました。

開会の挨拶として、組坂繁之副会長（部落解放同盟中央執行委員長）よりご挨拶がありました。

組坂さんは「今回我々がなぜこの部落差別解消推進法案にこだわるかと言いますと、41年前に出てきた部落地名総鑑事件、部落の青年男女の就職の道、結婚の道、これを完全に閉ざしてしまうという、悪質きわまりない差別事件がありました。そして今回インターネット上に部落地名総鑑が公表されるといったとんでもないことが生じています。」「我々の子どもたち、子々孫々ずっと差別が続くようなことを1日も早く廃止させる。そのためにみなさんと一緒になって部落差別解消法を本国会で勝ち取っていききたい」と法制定に向けた思いを述べられました。

実行委員会会長の中西啓寶（高野山真言宗管長）さん、来賓の自民、民進、公

明、社民の各党からのご挨拶のあと、西島藤彦事務局長（部落解放同盟中央書記長）より基調提案が行われました。

差別を禁止する法律がない現行の法制度では、「名誉毀損」や削除申立てなど、被差別側が大きな負担を強いられている現状があります。

部落差別解消法は第1条で「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じてきている」と今日的なインターネット上の差別情報の氾濫などをふまえながら、「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」としています。

西島さんは「法案には、救済制度や差別を禁止する内容は含まれていませんが、差別を容認し、支える社会意識を変革していく為にも、部落差別は社会悪であることを明確にし、人権の法制度確立にむけた第一歩として、法案の実現に向けて闘いを大きく前進させていきたい」と述べられました。

最後に則松佳子事務局長次長（部落解放同盟中央共闘会議事務局長）より、閉会挨拶と団結がんばろうが行われました。

集会終了後、参加者は国会議員、地方自治6団体への要請や文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省へ交渉を行いました。（佐藤 晃司）

松本治一郎さんを偲ぶ — 逝去50周年記念集会 —

「部落解放の父」と慕われた松本治一郎元部落解放同盟中央執行委員長の逝去50周年記念集会在、命日にあたる11月22日に生誕の地、福岡で開催され全国各地から多くの方々が参加されました。

記念集会的開会にあたり稲積謙次朗集会実行委員長（ジャーナリスト、元総務庁地域改善対策協議会委員）から逝去50年にあたり部落解放運動の「原点回帰」を強調、「部落差別のみならずあらゆる差別の解消」に取り組んだ松本元委員長の精神に今こそ学ぶときであると記念集会的意義をお話されました。

来賓の小川洋福岡県知事、組坂繁之部落解放同盟中央執行委員長がそれぞれごあいさつされました。

生誕100年（1987年）で作成したDVD「この人を見よ～解放の父・松本治一郎」を上映した後、「水平記 —松本治一郎と部落解放運動の一〇〇年」の著者である作家の高山文彦さんが「永遠水平のため～松本治一郎とは何者だったのか～」と題して記念講演を行いました。

高山さんの記念講演に続きインド仏教徒国際大学講師、九州大学大学院工学博士のスシャント・ゴドゥゲートさんが「インド・ダリット差別」について特別報告を行いました。

記念集会的閉会にあたり松本治一郎元委員長の孫にあたる松本龍元環境大臣が遺族を代表してごあいさつされました。松本元環境大臣は、松本治一郎元委員長が亡くなったあとしばらく祖母と同居し、「にぎりめしとそーめん」といった質素な食事をしていたと思い出を語られ、最後にお願ひがあると前置きし「松本治一郎を神格化することがないように」と語られました。

（谷川 雅彦）



（写真提供：開放新聞大阪版）

全国各地から約640人が集まり、その功績をしのんだ

研究部門の活動紹介

研究部門・各研究会で実施している調査

研究部門の各研究会では、この通信においてもこれまでに紹介してきたとおり、さまざまな調査研究を行っています。本号では、そのなかでも、現在実施している2つの聞き取り調査について紹介します。

ひとつは、第三研究部門の識字・成人基礎教育研究会で実施した識字学級訪問調査です。本研究会では、2015年度に大阪府のすべての識字学級を対象として「大阪府内識字学級実態調査」を実施しました。その結果をふまえて、今日の識字学級の現状と課題を把握するために、いくつかの学級を訪問し、支援者や学習者に聞き取り調査を行うことにしました。2015年度後半には、2016年3月をもって市民交流センターが閉鎖することにより、大阪市内の多くの識字学級が開催場所を失うことになるため、「記録」も兼ねて市内のすべての識字学級を対象にして、各識字学級の現状と課題、そして今後の展望について聞き取りを行いました。



これらの聞き取りからは、各学級で多様な学習者が学んでいる一方で、支援者や学級運営のありようが変わりつつある現状がうかがわれました。そうしたなかで、識字学級のありかたがますます問われていると言えます。本調査の結果については、『部落解放研究』205号「特集 識字・成人基礎教育保障の動向と課題」（2016年10月）としてまとめました。2017年度は、引き続き、府内のいくつかの識字学級への訪問調査を予定しています。

もうひとつは、第二研究部門の複合差別研究会で実施している「自治体における『複合的に困難な状況におかれている人々』への対応・取組等に関する聞き取り調査」です。本調査は、全国のすべての自治体を対象にして2015年11月末～2016年1月末に実施した「『複合的に困難な状況におかれた人々』に関する取組み実態アンケート」の結果をふまえて、特徴的な取組や対応事例がみられたいくつかの自治体を対象にして、その詳細につ

いて聞き取りを行うものです。実際に、各自治体が「複合的に困難な状況におかれている人々」の相談事例にどのように対応したのかを把握することが、本調査の目的です。

現在随時調査中（2016年9～12月）ですが、役所の関係課間あるいは関係諸機関・団体間の連携、相談員のコーディネート力、関連する法律・制度の活用などが必要不可欠であることが、各自治体における「複合的に困難な状況におかれた人々」に対する相談・支援の現場の声としてあがってきています。これらの調査の成果については、『部落解放研究』206号（2017年3月）の特集にて報告する予定です。

（棚田 洋平）

マイフェイス・マイスタイル (MFMS) 10周年記念イベント にぎやかに開催

研究所通信をお読みのみなさんは、「見た目問題」をご存じでしょうか。見た目問題とは「顔や身体に生まれつきアザがあったり、事故や病気によるキズ、ヤケド、脱毛など、先天的や後天的な「見た目（外見）」の症状がある人たちが、その「見た目」ゆえに日々ぶつかりやすく、抱え込みやすい様々な問題」（MFMSホームページより）です。

MFMSは、「見た目問題」を解決するために、すべての人の心の中にある“意識”の変革と社会の壁をなくすことを目的に活動するNPO法人。代表を務めるのが外川浩子さんです。外川さんは差別禁止法研究会に参加いただくとともに東京都在住ということもあり人権啓発東京講座の事務局の仕事を手伝ってもらっています。全国の「見た目問題」当事者や当事者団体との幅広いネットワークで「見た目問題」解決に取り組んで今年で10年を迎えました。WEBサイト等による情報発信、

USTREAM番組『ヒロコヴィッチの穴』配信（毎週火曜日、生放送）、メールマガジンの配信、イベントや講演会の開催などに取り組んでいます。

そんなMFMSの10周年記念イベントが10月29日（土）東京蔵前のRIBAYON（リバヨン）で開催され90名が参加しました。堅苦しいプログラムは一切なし。受付を済ますとカウンターで好きなドリンクをオーダーし、開会を待つというスタイルです。ほとんどが初めてのひとで当事者が約半数。記念イベントというよりパーティのようです。外川さんとベストセラー作家、水野敬也さん（『夢をかなえるゾウ』『LOVE理論』などの著者）のトークライブ、そして知る人ぞ知るNABEさん（ロックバンド「騒音寺」のボーカル）の弾き語りフォーク／ブルースライブで盛り上がり、見た目問題の解決の取り組みをさらにすすめるとともに20周年は東京ドームでの再会を約束(?)し記念イベントは終了しました。（谷川 雅彦）

報告 生活困窮者自立支援全国研究交流大会に参加して

第3回生活困窮者自立支援全国研究交流大会が「広範なプレーヤーと共に一制度の見直し充実に向けて!」というテーマのもと、2016年11月12日(土)・13日(日)の日程で川崎市において開催されました。1日目は全体会で、川崎市教育文化会館を会場として全国各地から1071人の参加がありました。

全体会では、研究者、実践者、自治体首長、国会議員、政府関係者らによる基調鼎談や報告、徹底討論というかたちで、生活困窮者自立支援法施行後(2015年4月～)のこの間のふりかえりと評価が行われました。あわせて、法施行後の課題をふまえたうえで、施行後3年の制度の見直しをみずえた議論も展開されました。

厚生労働省社会・援護局の担当者からは、生活困窮者自立支援法の意義として、生活困窮者という存在を「見える化」できたことがまず挙げられました。くわえて、本法にもとづく実践は、制度のはざまを埋める役割を有し、自由に創造し柔軟に支援のカタチを作り出すことが可能となっており、それによって最後のセーフティネットとしての機能を果たしようということも指摘されました。また、国としては、新しい支援の形として、「包括的に受け止める」「アウトリーチをする」「多様な自立を目指した就労支援をする」「様々な機関と連携を図

る」「個別支援の蓄積から地域をつくる+他分野のつながりから地域をつくる」「我が事として受け止める地域をつくる」ことを目指しており、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部(2016年7月15日)という新たな部署を設置し、「我が事・丸ごとの地域づくり」と「サービス・専門人材の丸ごと化」を推進していくとの方針が報告されました。これらは、本法施行後の課題とされている「生活困窮者を包摂する地域づくり」「行政や支援の縦割の解消」などを実現することがねらいです。

その他、全体会では「政治の力で生活困窮者支援を支える決意表明」というテーマのもと、各党議員(自由民主党・とかしきなおみ衆議院議員、民進党・細野豪志衆議院議員、公明党・山本かなえ参議院議員)が登壇する場面もあり、制度の見直しに向けて党派を超えて連携していく旨が訴えられました。翌日の大会2日目は、場所を移して慶応義塾大学日吉キャンパスにて、午前・午後と計11の分科会が催されました。詳細については、「一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 困窮者支援全国ネット」のホームページ(<http://www.life-poor-support-japan.net/>)をご参照ください。

(柵田 洋平)

報告 第37回 人権・同和問題企業啓発講座 第2部を開催しました

11月16日、人権・同和問題企業啓発講座の第2部を開催しました。同講座は今年で37回目となります。

第2部の講座では、同和問題の現状と課題とあわせて、女性活躍推進、個人情報保護、メンタルヘルスなど、法や制度の改正に関するテーマを設定してきました。そのような中でも「異色」ともいえる講座が、インターネットラジオ「ゆめのたね放送局」共同代表のお二人、AG大輔さんと岡田尚起さんによる講演(トーク)であったと思います。

「ゆめのたね放送局」は昨年6月に門真市で開設。さまざまな背景をもった人々に、「輝く舞台」を提供しています。その舞台とは、インターネットラジオのパーソナリティです。開局からわずか1年余りで、約400人ものパーソナリティが育っているそうです。テレビのドキュメンタリー番組で今年2月に取り上げられ、注目されたことも



講演するAG大輔さん(右)と岡田尚起さん(左)

あり、放送局も全国各地に次々と開局しています。

パーソナリティのキーワードは多様性。20代から70代までの様々な仕事や活動をする人々が自分たちの夢や思いをリスナーに語りかけ、刺激を受けたリスナーもまた夢をもつ。夢のたねがどんどん広がっているといえます。

生きづらさを抱える中で、頑張るパーソナリティもいます。テレビでも登場した引きこもりの青年や性的マイノリティの青年などとの出会いや、パーソナリティとして変化する姿がお二人から紹介されました。

「ゆめのたね放送局」は、企業啓発講座で取り上げるテーマとして、参加者にも戸惑いがあったかもしれません。残念ながら、大ホールの参加者はまばらでした。どのようなお話をしたらよいのか、講演者にも戸惑いを与えたかもしれないという反省があります。

ますます発展しているインターネットラジオ「ゆめのたね放送局」は、下記URLで聴くことができます。パーソナリティや放送局の写真も掲載されています。興味のある方はぜひアクセスしてください。

(川本 和弘)

「ゆめのたね放送局」
<http://www.yumenotane.jp/>

第29回 人権啓発東京講座を終えて “多様性”と“自分らしさ”を大切に ～人権感覚をみがぐために～

人権啓発東京講座の特徴は、幅広い分野から様々なテーマを取り上げていること。ですから、講義を受けるだけでも“多様性”を体感できるようになっています。

講師は、今年度も各分野の第一線で活躍している人たちをお招きしました。テレビや新聞でおなじみの方もいれば、今、人気急上昇の方もいて、定番中の定番から新しいテーマまで（受講生から「はじめて聞いた！」なんて感想をいただいたテーマもありました）、多岐にわたっています。また、講師自身がその社会問題の“当事者”であることも多く、今年度の講座も論理だけではなく実体験に伴った説得力のある内容でした。問題の基本を押さえつつも最先端の話も飛び出し、実に貴重な機会となったことでしょう。

また、実際の現場を訪れ、見て、触って、匂いを嗅いで、リアリティのあるフィールドワーク（現地学習、宿泊研修）になるよう心掛けましたが、受講生のみなさんもとても印象深い体験だったようです。

グループディスカッションや懇親会では、受講生のみなさんが交流を深めていく様子が見え、私も大変うれしく思っています。といいますのも、

「人権」という、ともしれば敬遠しがちなテーマを、真剣、かつ、フランクに話し合える仲間を持つことは、人権を理解する上で、とても大切なことからです。

21世紀は「人権の世紀」と言われていますが、ただ単に知識として知っているだけでは問題解決にはつながりません。講座を受ける中で感じた「怒り」「悲しみ」「苦しみ」「やりきれない思い」「喜び」など、あふれんばかりの刺激を自分らしい視点で再構築し、人権への理解を深めてほしいと思います。

受講生のみなさんが職場や暮らしの中で、講座での経験や学びを生かしていただけることを心より願っています。
(外川 浩子)



ワークショップ「人権ってなんだろう？～「私」と「あなた」を起点に～」から、レゴ・シリアスプレイを通して共感と共創を学ぶ

第42回 部落解放・人権西日本夏期講座のご案内

- 日時 2017年6月22日(木)、23日(金)
- 会場 A会場：メディキット県民文化センター〈宮崎県立芸術劇場 アイザックスターンホール〉
B会場：宮崎市民文化ホール 大ホール
- 参加費 4,000円(参加・資料代、税込)
- 主催 第42回部落解放・人権西日本夏期講座実行委員会
- お問合せ先 《宮崎県内の方》部落解放同盟宮崎県連合会
TEL0985-25-8201 / FAX0985-25-8257
《宮崎県外の方》(一社)部落解放・人権研究所
TEL06-6581-8576 / FAX06-6581-8540

●内容

6月22日(木)

受付開始 12:00

開会行事 13:00～13:30 主催者・来賓挨拶

講演

- A会場①「長崎の被差別部落とキリシタン」高山文彦(作家)
- A会場②「被災地における障害者支援」東 俊裕(熊本学園大学教授/弁護士)
- B会場①「私たちの声を議会へ 女性を意思決定の場へ」三浦まり(上智大学教授)
- B会場②「改憲・護憲の前にまず『知憲』」
谷口真由美(大阪国際大学准教授/(一社)部落解放・人権研究所理事)

6月23日(金)

講演

- A会場③「宮崎県における人権啓発事業の取り組み」宮崎県総合政策部人権同和対策課
- A会場④「いのちと仕事 いのちをいただく」
坂本義喜((はなし人)/元熊本市食肉センター食肉解体作業員)
- B会場③「宮崎における部落差別の実態」山崎克彦(部落解放同盟宮崎県連合会執行委員長)
- B会場④「孤立する若者と社会をつなぐ」
谷口仁史(特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポート・フェイス代表理事)

フィールドワーク

「塩浜地区を訪ねて」(定員50名 申込受付 3/1～5/31 先着順 参加費5,000円)

※詳細は研究所ウェブサイトでご確認ください。

であい つながり 集会ふれあい記 第4回 奈良編

今年10月に奈良で行われた部落解放研究第50回全国集会の分科会の司会をする機会がありました。

分科会の最後の報告は、映画の上映とその後の対談という形式でした。映画は、「夢の間の世の中」と題するドキュメンタリー映画です。

えん罪事件として長く再審が闘われている「袴田事件」をご存じでしょうか。1966年に静岡県で一家4人が殺害された事件の犯人とされて死刑判決を受け、48年間にわたり獄中で囚われの身となっていた袴田巖^{はかまだ いわお}さん。2014年に静岡地裁で再審決定が出され、死刑・拘置の執行が停止、その日のうちに釈放されるという展開に、メディアでも大きく取り上げられました。

「夢の間の世の中」は、釈放後の袴田さんと、袴田さんの無実を信じ、長きにわたり獄中の袴田さんを支え続けた姉の袴田秀子さんの生活の様子を密着取材したドキュメンタリー映画です。監督は、同じくえん罪事件の狭山事件を扱った「SAYAMA 見えない手錠をはずすまで」^{さむ せんうん}の金聖雄監督です。

映画は、ときおりテロップがあるものの、ナレーションが一切なく、メッセージは観る側に委ねるように、袴田巖さんと姉・秀子さんの日常を淡々と映し出していきます。

自由そのものを奪い人生を台無しにしてしまう、えん罪。半世紀近く囚われの身となり、死刑囚としていつ刑の執行を受けるのか、恐怖の中で過ごしてきた袴田さん。精神への影響は獄中にいるときから始まっていた意味不明な言動やしぐさからも想像できます。

姉の秀子さんも死刑囚の家族として偏見や差別にさらされたりもしたとのこと。孤独と絶望の中から、支援者となつたり、闘ってきた。その長きにわたる苦労は想像を絶するものがあります。

前日のホテルでの夕食の席で、翌日対談する金監督と袴田秀子さんにごあいさつしました。秀子さんを目の前にして、その人生はどれほど過酷だっただろうと想像しました。

翌日、対談の中で金監督は、いくつかのエピソードを紹介しながら、秀子さんのことを「カッコイイ」と評していました。弟のために捧げたように思われることも多いけど、「私は私の人生を生きてきた」と言い切るどころなど。

検察側が決定に抗告したために袴田事件の再審はまだ開始されていません。無実が言い渡される日まで、80歳になった袴田巖さんらの闘いは続いています。対談でも二人はそう訴えていました。

(K)

いよいよ開催!! 第31回人権啓発研究集会

【日程】2017年2月2日(木)、3日(金)

【会場】名古屋国際会議場 (名古屋市熱田区熱田西町1-1)
最寄駅：地下鉄名城線「西高倉駅」または名港線「日比野駅」

【全体会講師】山崎 鈴子さん (部落解放同盟愛知県連合会書記長)
林 力さん (家族による「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟原告団長)

(3日の分科会は、5会場各3コマ、合計15講座から関心のあるテーマを選んで)
いただき、ご受講いただけます。

- *申し込みは居住地の部落解放同盟各都府県連合会または部落解放・人権研究所へ。
なお、フィールドワークは申込受付を終了いたしました。
- *詳しいご案内は研究所ウェブサイトをご覧ください。

世界人権宣言からみた日本の人権課題 — 沖縄差別・部落差別 —

世界人権宣言 68周年記念 大阪集会 12月7日開催

国際連合は世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、各機関に人権推進行事の開催を要請しています。世界人権宣言大阪連絡会議が開催した記念集会のテーマは「沖縄差別」「部落差別」でした。代表幹事・森実さんの「今の日本を象徴する大きな2つの人権課題をテーマにおいた集会。皆さんと共に差別解消を進めていきたい」との挨拶に続いて衆議院議員の山口壯さんが「部落差別解消法の意義と課題」をテーマにご講演されました。自民党の「部落問題に関する小委員会」の委員長として法律制定に向けた取り組みの報告を行い、法律は理念法ではあるけれど、部落差別解消の根拠法として大きな意味を持つこと、この法律をもって部落差別は許されないものであることを社会の共通認識にしようと訴えられました。法律は集会翌日、参議院法務委員会で可決、9日は本会議で可決し、無事成立しました。

後半は映画「標的の村」などを監督したジャーナリストの三上智恵さんから沖縄差別を容認する日本の、大阪の空気への警鐘や、「知らない」では済まされない現地の状況を映像も交えてご講演いただきました。三上さんは2017年春公開予定の新作映画「標的の島」制作に取り組みされており、集会後にカンパを募ったところ、46,291円が集まりました。映画のエンドロールには製作協力として「世界人権宣言68周年記念大阪集会参加者有志」の名前が掲載される予定です。

(今井 貴美江)



教科書に書いてあること

春4月。娘が小学5年生になって初めての授業参観がありました。教室には大きな模造紙に描かれた日本地図。今年は日本地理を勉強するんだ…となにげなく見たその地図に一番目立つ赤い色で書かれていたのは「尖閣諸島」「竹島」「北方領土」という文字でした。

帰宅後、改めて社会科の教科書を見ると「日本固有の領土、竹島と尖閣諸島」という大きなコラム。韓国の不法占拠や中国の侵入行為に日本は抗議していると書いてあります。「お母さんの時代は北方領土だけ習って、尖閣や竹島は習わなかったけどね。」といったら、中学生の兄が「俺たちも小学校では習わなかったけど、今、ちょうど同じこと習ってる。」とって話に加わりました。「これ、中国や韓国の子も『自分たちの領土なのに日本が領土だと主張している』と習っているかもね。お互いがそう習って、お互いがそう主張したら、どうということになる?」「けんかになるかも。」「もともと海に国境線はないのね。」

そんな会話を交わしてしばらくしたある日の夜、落ち込んでいる娘の姿がありました。理由を聞くと、今日、いよいよ尖閣問題を習った、その時思わずクラスメイトで中国出身の子をちらっと見てしまった、とのこと。「そんな自分がいやだった」と

いっています。私は「ちら見してしまったことは残念だけど、そんな自分をいやって思うきみのこと、お母さんは好きよ。」とって彼女を抱きしめました。

私はこのことを担任の先生に伝えるべきかどうか迷いました。教科書にケチをつけるモンスターペアレント、偏向していると思われるかもしれない、でも、実際に目の前の娘は傷ついています。中国出身のその子がどんな思いでその授業を受けていたのかも気になります。二人のような子が日本に、東アジアにたくさんいるだろうことも気になりました。

夏休みが近づいたある日、先生と二人で話をする機会がありました。ぎりぎりまで迷いつつ、やはり伝えるべきだと覚悟して、先生に「娘が落ち込んでいた」事実を伝えました。そして教科書に書いてあることだし、現場の先生には難しい課題だと思うけれど、多様な背景を持つ子どもたちがいるので丁寧に取り組んでほしいと伝えました。幸い先生も真摯に受けとめてくれました。

娘は友だちが大好きです。中国にも行ってみたいといっています。私たち大人が伝えるべきことはなんなのか、答えは教科書には書いていないのかもしれませんが。

参加者募集!!

2017.1~4 研究所カレンダー

- 1/18 新春マスコミ懇談会 @HRCビル 4階研修室
第1部 講演会「ドキュメンタリー番組『いのちを伝える』の制作に関わって」
村松 正哉さん (くまもと県民テレビ報道部)
- 1/21 第四研究部門(差別禁止法の調査研究)公開研究会 @HRCビル4階研修室
「部落差別解消法制定の意義と課題」 奥田 均さん (部落解放・人権研究所所長)
川口 泰司さん (山口県人権啓発センター事務局長)
- 1/25 第390回国際人権規約連続学習会 @HRCビル 5階ホール
「部落差別解消法成立の意義と課題」 谷川 雅彦 (部落解放・人権研究所所長)
- 1/28 第一研究部門(部落差別の調査研究)第19回公開講座 @大阪人権博物館
「大阪の被差別部落に伝わる民話-『おはなし おかわり』の取り組みから」
大賀 喜子さん (NPO法人あわじ寺子屋理事長)
- 2/2~3 第31回人権啓発研究集会 @名古屋国際会議場
- 2/11 第3研究部門(人権教育・啓発の調査研究)公開研究会 @HRCビル 4階研修室
「大阪の識字の未来をつむぐ~識字運動のうねりから見えてくるもの」
岡本 和夫さん・柴田 享さん・古川 正志さん (いずれも元・大阪市社会教育主事)
- 2/21 第391回国際人権規約連続学習会 @HRCビル 5階ホール
「大人の発達障害 とともに働くための合理的配慮」
広野 ゆいさん (NPO法人DDAC (発達障害をもつ大人の会) 代表)
- 3/24 第392回国際人権規約連続学習会 @HRCビル 5階ホール
「高齢化社会における権利擁護と成年後見制度」
木原 早智子さん ((一社)コスモス成年後見サポートセンター大阪府支部支部長)

お知らせ

部落の地名や関係者の情報をインターネット上に公開している鳥取ループ(示現舎)に対するカウンターサイトができました!
ぜひチェックしてください。 <http://www.abdarc.net/>

事務局便り

小学生の時に『にんげん』という副読本を使った道徳の授業が心に残っています。当時は言葉で表現できない気持ちで、一体どうしたらこの現実を変えることができるのだろうか?と自分なりに考えても答えは出ないままになっていました。やがて社会人になり同和教育や人権啓発・福祉の仕事に就いた時に、時間はかかっても(教育・啓発・行動・エンパワメント)しかないという結論に至りました。それが正しいかどうかはわかりませんがこの仕事を続けていきたいと思っています。(SY)